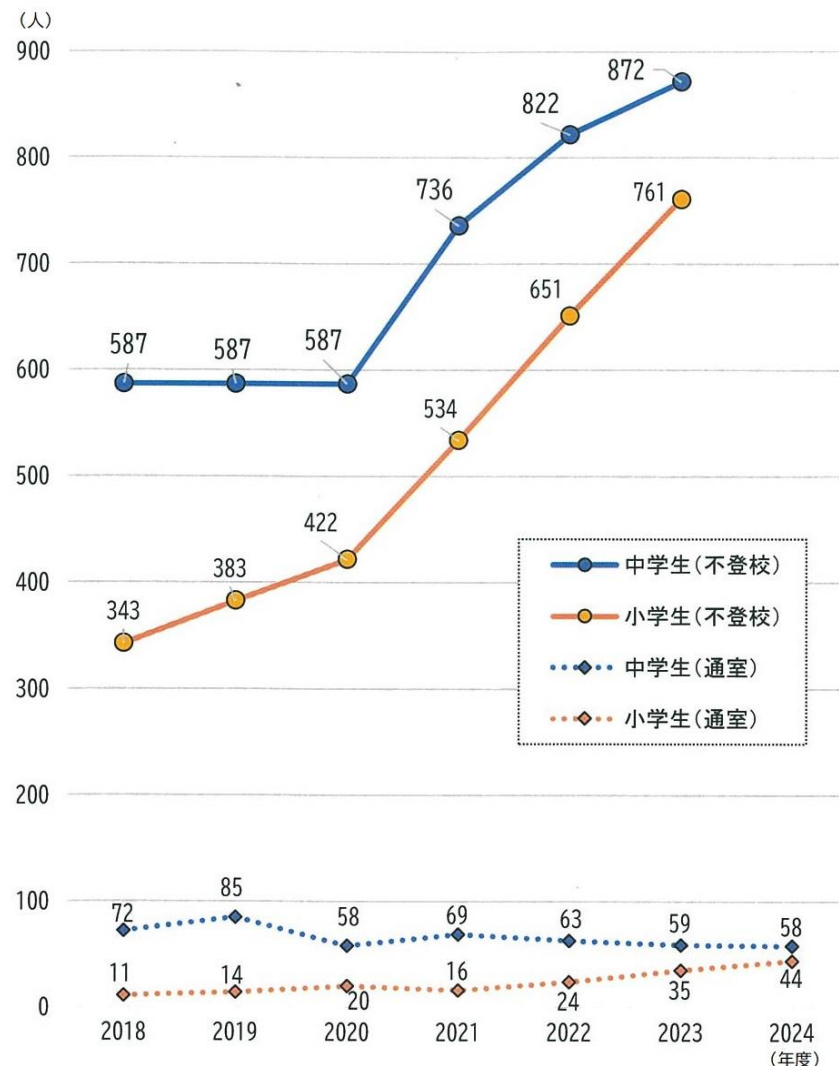


資料1 不登校児童生徒数と児童生徒支援教室への通室者数の推移

（市教育委員会発表資料から宿女作成）



資料2 フリースクールへのアンケート調査結果

（宿女実施 6事業所からご協力／2025年5月）

Q. 岡山市の施策への要望などあればお書きください。

- ・経済的な壁により学びの機会が制約されないよう、フリースクール利用に対する経済的支援制度の新設をご検討頂きたいと考えます。
- ・不登校のお子さんのための利用負担軽減施策。（事業者ではなく、保護者に対する補助金など）
- ・フリースクールへの金銭的な補助、支援。
- ・フリースクールでの教員前研修の実施（有償）。
- ・人的支援。
- ・不登校の居場所には公的なお金がない。

資料3-1

介護休業の「判断基準」見直し（25.4.1～）
（厚生労働省資料）

常時介護を必要とする状態に関する判断基準（令和7年4月1日適用）

介護休業は、対象家族（注1）であって2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にあるもの（障害児・者や医療的ケア児・者を介護・支援する場合を含む。ただし、乳幼児の通常の成育過程において日常生活上必要な便宜を供与する必要がある場合は含まない。）を介護するための休業で、常時介護を必要とする状態については、以下の表を参照しつつ、判断することとなります。

「常時介護を必要とする状態」とは、以下の(1)または(2)のいずれかに該当する場合であること。

(1) 項目①～④のうち、状態について2が2つ以上または3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

(2) 介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。

項目	状態 1 (注2)	2 (注3)	3
① 座位保持（10分間一人で座っていることができる）	自分で可	支えてもらえればできる (注4)	できない
② 歩行（立ち止まらず、腰り込まずに5m程度歩くことができる）	つかまらないうでできる	何かにつかまればできる	できない
③ 移乗（ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④ 水分・食事摂取（注5）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤ 排泄	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥ 衣服の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦ 意思の伝達	できる	ときどきできない	できない
⑧ 外出すると戻れないことや、危険回避ができないことがある（注6）	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑨ 物を壊したり衣類を破くことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある (注7)
⑩ 周囲の者か何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れなど日常生活に支障を来すほどの認知・行動上の課題がある（注8）	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑪ 医薬品又は医療機器の使用・管理	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫ 日常の意思決定（注9）	できる	本人に関する重要な意思決定はできない（注10）	ほとんどできない

「育児・介護休業法 解釈通達 別添1」より 48

常時介護を必要とする状態に関する判断基準（令和7年4月1日適用）

〔注1〕「対象家族」とは、配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母をいうものであり、同居の有無は問わない。

〔注2〕各項目の1の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。

〔注3〕各項目の2の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者、障害児・者の場合に必要ない行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。

〔注4〕「④座位保持」の「支えてもらえればできる」には背もたれがあれば一人で座っていることができる場合も含む。

〔注5〕「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過小・過多の判断を支援する声かけを含む。

〔注6〕「危険回避ができない」とは、発達障害等を含む精神障害、知的障害などにより危険の認識に欠けることがある障害児・者が、自発的に危険を回避することができず、見守り等を要する状態をいう。

〔注7〕⑨3の状態（「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」）には「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。

〔注8〕「⑩認知・行動上の課題」とは、例えば、急な予定の変更や環境の変化が極端に苦手な障害児・者が、周囲のサポートがなければ日常生活に支障を来す状況（混乱・パニック等や激しいこだわりを持つ場合等）をいう。

〔注9〕「⑫日常の意思決定」とは、毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。

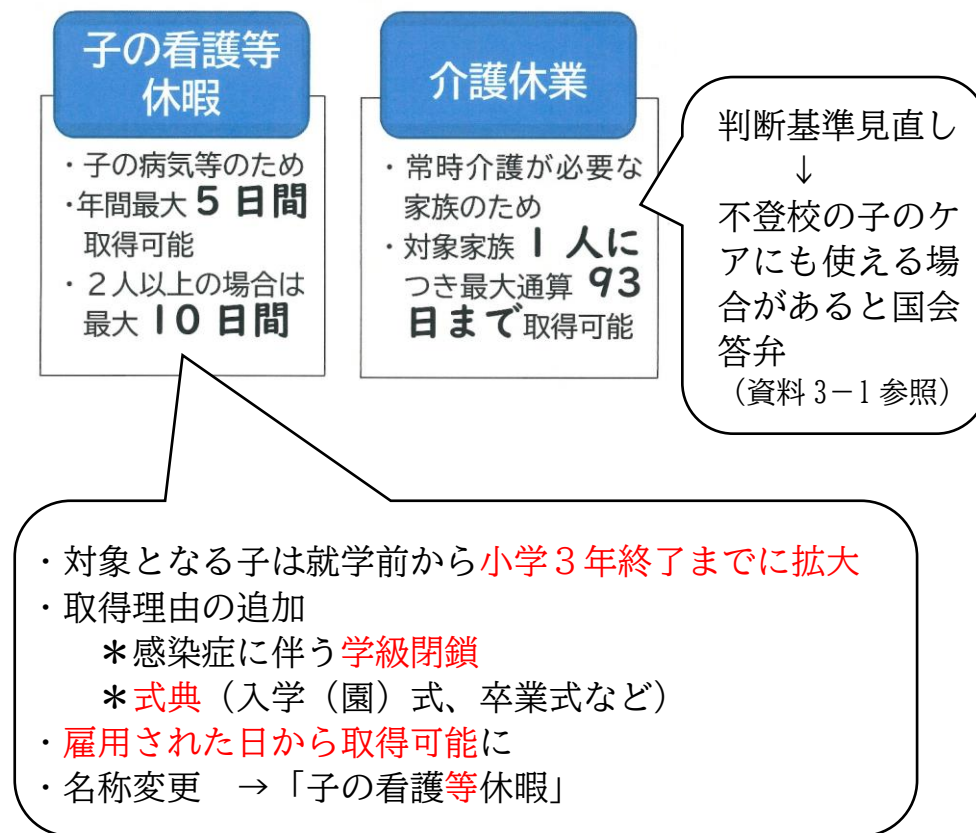
〔注10〕慣れ親しんだ日常生活に関する事項（見たいテレビ番組やその日の献立等）に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等（ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等）には、支援等を必要とすることという。

不登校の子のケアで介護休業を使える場合がある

6月9日の参院決算委員会で、吉良よし子議員（共産）が、不登校の状態にある子の親も介護休業を取ることが可能かと質問したのに対し、福岡資麿厚生労働大臣が「子どもが不登校のケースも想定される」と答弁。

不登校児童生徒を持つ保護者へ伝えたい情報

資料 3－2 育児・介護休業法の改正（25.4.1） （関係資料を基に宿女作成）



資料 3－3 放課後等デイサービスと 日中一時支援 （関係資料を基に宿女作成）

- ・利用者負担 1 割（生活保護世帯、住民税非課税世帯は無料）
- ・併用できる。同じ日に両方を使うこともできる。

	放課後等 デイサービス	日中一時支援
目的	・子どもの療育 ・子どもの居場所確保 等	・家族の就労支援 ・家族の一時的な休息 等
対象者	原則 6～18 歳の就学児	1～64 歳
利用可能な期間や時間帯	・学校の放課後 ・休校日や長期休暇の間	・午前中～夜 ・土日祝日
人員配置基準	児童指導員や保育士など	法定基準なし
根拠法	児童福祉法	障害者総合支援法

資料4 教育委員会の情報発信の一例

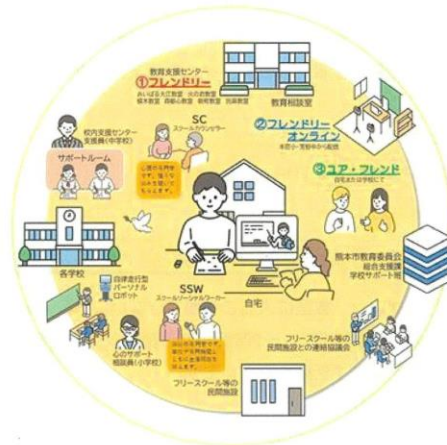
（熊本市教育委員会サイトから）

ホーム > 分類から探す > 子育て・教育 > 学校教育 > 教育に関すること
> 学校の相談（いじめ・不登校・体罰等） > 不登校児童生徒の支援について

不登校児童生徒の支援について

最終更新日：2025年5月8日

(ID:43800)



不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、「社会的に自立する」ことを目指して行う必要があります。

- ・不登校は誰にでも起こり得ることです。
- ・不登校は問題行動ではありません。
- ・不登校という休養が必要な場合もあります。

熊本市も、不登校児童生徒の社会的自立に向けた様々な支援を行っています。
通っている学校、教育相談室、総合支援課学校サポート班にご相談ください。

[熊本市不登校支援チラシ（PDF：995.5キロバイト）](#)

資料5 不登校児童生徒を持つ保護者の経験談

（「みんなのいっぽ～子どもの晴れやかな成長を支援する会～」の【不登校や行き渋りに関するアンケート】調査（2024.6～7月）から宿女抜粋）

Q. 行き渋りや不登校になってから、お子さんにとって、よくなかったと思う関わり方や時期・声かけや対策などがあればおしえてください。（回答76件の一部）

- ・ どうして行きたくないのか？どうしたら行けそうか何度も聞くこと。
- ・ 学校に行っておいた方がいいという無言のおしつけ。
- ・ 無理やり親が子供を連れて行く、先生が早朝家に迎えにくる、学校いったらあげるなど物でつる、学校いかなかったらゲーム禁止などの罰をしたこと。
- ・ 「学校に行かなくて将来どうするの」と詰める。
- ・ 長男の不登校になった当初、無理やり行かせたこと。
- ・ 泣きじゃくってる娘を、無理やり学校に連れて行ったこと。
- ・ 子どもの意思を尊重せずに、世間体を気にして学校へ行く事をゴールにしていた事。

資料6 教育機会確保法の基本理念や考え方

（文部科学省作成リーフレットから）

教育機会確保法※の基本理念や考え方を紹介！

※義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年12月14日公布）
また、平成29年3月31日には、教育機会確保法の基本指針を定めて、公表するとともに、令和元年10月25日には本法の成立等を踏まえ「不登校児童生徒への支援の在り方について」（文部科学省初等中等教育局長通知）を発出しています。本パンフレットはこれらの内容を踏まえたポイントをまとめたものです。

8つのポイント

1 より良い学校づくり

学校は一人一人が社会で生きる基礎を養い、国家・社会を支えるために必要な基本的な資質を養うことを目的としており、より良い学校づくりを行うことを目指します。
また、すべての子供たちが安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談しやすく、いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくりが重要です。



2 不登校は問題行動ではありません

不登校は誰にでも起こり得ることであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮をします。



3 社会的自立の尊重

学校に登校するという結果のみを目標とせず、子供たちが自分の進路を主体的に考えられるようにすることを後押しします。



4 民間連携

子供たちや保護者の意思を大切にしながら民間機関等とも連携して支援します。



関係する通知など

- が不登校児童生徒に対する関係通知等、▲が夜間中学に関係する通知等になっています。
- ▲「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（通知）」（平成28年12月22日）
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日）
- ▲夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）」（令和4年6月1日）
- ▲「夜間中学広報ポスター・広報フライヤーの活用について（依頼）」（令和4年6月17日）
- ▲「夜間中学広報動画の活用等について（依頼）」（令和5年3月30日）



5 学校内外の学びの場も整備

自分のクラス以外の場所でも安心して学べるように学びの場を整備します。（裏面参照）



6 一人一人に合った支援

不登校の子供を支援する際は、本人の意思を十分に尊重し、子供によっては休養が必要なことがあることにも配慮しつつ一人一人に合った支援を行います。その際、学業の遅れや進路選択上の課題等があることにも留意しつつ、適切な支援を行う必要があります。



7 夜間中学を全国に設置します

夜間中学における就学の機会の提供ができるように、夜間中学の設置促進を図ります。



8 様々な方が学べる環境を

義務教育未修者、不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した方等様々な方が学べるよう、夜間中学の充実を図ります。



- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）」（令和5年3月31日）
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（プラン本体）」（令和5年3月31日）
- 「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について（事務連絡）」（令和5年7月31日）
- 「不登校特例校の名称変更について（通知）」（令和5年8月31日）

夜間中学
広報資料



不登校
関係資料

